

平成29年度

法人本部事業計画書

社会福祉法人 雪の聖母園

平成29年度社会福祉法人雪の聖母園 法人本部事業計画書

いよいよ改正社会福祉法が4月1日から本格施行されます。大きな転換点はいろいろですが、まず、第一に社会福祉法人による内部統制の強化、第二に情報公開による経営内容の透明化、第三に内部留保の明確化と地域公益活動の実施である。蓄積された利益を地域社会に還元し、社会福祉法人の公益性を高めるガバナンスの改善がねらいといわれています。

社会福祉法人雪の聖母園は、公益性の高い法人であることを意識し、質の高いサービス提供と効率的な経営により事業収益を拡大しつつ、それを職員の賃金向上や社会福祉事業への再投資、地域公益活動への還元等につなげて行きます。

さらに、経営状況を情報公開し地域住民に対し説明責任を果たし、社会的な信頼を高め、社会福祉法人雪の聖母園の存在価値を高めて行きます。

理事会の新たな役割は、業務執行の意思決定に当たる、理事の業務執行の監督、理事長及び常務理事の選定及び解職を行うものとして位置づけされており、理事会、理事も新たな気持ちで臨まなければなりません。理事会は、予算及び決算などの計算書類、事業計画の審議においても、社会福祉法人に求められる公益性からみて事業経営が適切であるか検証する立場にもあります。

監事についても、監事監査が形骸化されることなく、実効ある監事監査が行われるように、役割と権限が明確にされており、実行されなければなりません。

一方、評議員会はこれまでの諮問機関ではなく、議決機関として法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置づけられ、選任された評議員は新たな使命が与えられています。具体的には、定款の変更、計算書類、理事の選任・解任、社会福祉充実計画などが議決事項とされていることから、こうした議決事項の審議を通じて、公益重視の立場からあるべき経営に向けた規律づけが期待されています。

このように新たな出発点となる今年度においては、月形町、夕張市、新ひだか町で、今既存の事業の充実を図ることはもとより、さらに事業の発展及び地域公益活動への積極的関与が求められ、さらに実行をしなければなりません。法人が主体となり、各拠点と相談しながら計画・実行してゆく所存です。

雪の聖母園においては、グループホームへの移行と入所の定員減、事業体系の配置、見直しも考えて行きます。

しみずさわ、静内ベビーホームにおいては、施設の老朽化が進み、今後のあり方も含め、平成30年度までには、基本的な方向性を示す必要があります。

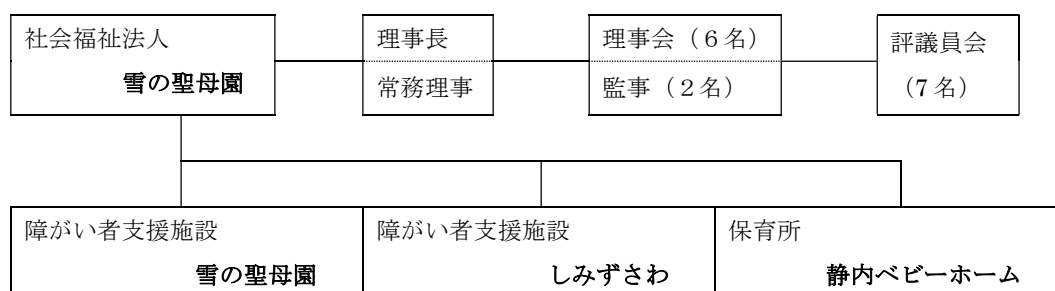
今年度は職員確保の厳しい現実に対処していくため、処遇面で賃金のベースアップすることにしました。さらに経営状況を見据え、処遇改善を実行して行きます。さらに、職員の定着育成に向けて、職員が働きやすく、やりがいの感じられる職場環境作りに取り組んで行かなければなりません。

役職員の研修については、職員のやりくりが大変な中、少しでも多くの職員を

研修に出したいと思っております。役員の研修については、少しまとまりのある研修の機会を設けます。

社会福祉法人雪の聖母園はカトリックの精神・理念で運営している法人です。その志を忘れることなく、一步一步進んで行きます。

1 法人の組織



2 法人の事業

キリスト教的な友愛の精神に基づき、次の社会福祉事業を経営し、サービスの質を向上させると共に、法人経営の健全化に努めるものとします。

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 1) 障がい者支援施設 | 雪の聖母園
施設入所支援、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型 |
| 2) 障がい者支援施設 | しみずさわ
施設入所支援、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型 |
| 3) 保育所 | 静内ベビーホーム |
| 4) 短期入所事業所 | 雪の聖母園 |
| 5) 共同生活援助 | グループホームさくら |
| 6) 指定相談支援事業所 | 雪の聖母園 ビンクルム
一般・特定・児童 |
| 7) 短期入所事業所 | しみずさわ |
| 8) 共同生活援助 | しみずさわ |
| 9) 福祉有償運送事業 | |

3 法人の役員等

(役員名簿等 別添)

4 評議員会及び理事会の開催

- 1) 平成29年度における定時評議員会を次の表のとおり開催するほか、必要に応じて評議員会を開催します。

	開催月	主な審議事項
定時	平成29年6月中旬	計算書類及び財産目録の承認 理事及び監事の選任 役員等の報酬の基準 社会福祉充実計画の承認等

- 2) 平成29年度における理事会を、次の表のとおり開催します。

	開催月	主な審議事項
第1回	平成29年5月下旬	平成28年度事業報告、決算について
第2回	平成29年8月上旬	運営状況
第3回	平成29年12月中旬	補正予算
第4回	平成30年3月下旬	平成30年度事業計画・予算

5 監事による監査

- 1) 監事は、法人の財産の状況や財務内容及び各事業所の实地監査、経営状況や会計の執行状況、利用者預り金の取り扱い状況について監査を実施します。

また、理事会に出席し理事会の経営状況及び理事の業務執行を監査し、必要あると認めるときは意見を述べるものとします。監査報告書を作成し理事会、評議員会及び北海道知事に報告します。

	開催月	主な監査内容
第1回	平成29年5月下旬	平成28年度事業報告、決算について
第2回	平成29年7月中旬	静内ベビーホーム实地監査
第3回	平成29年9月初旬	しみずさわ实地監査
第4回	平成29年11月中旬	月形地域事業所实地監査
第5回	平成30年1月下旬	雪の聖母園实地監査

6 任意監査

公認会計士事務所による任意監査を毎月及び決算期に受け経営の透明性を図ります。

7 役職員の研修

社会福祉事業及び法人のあり方に対する社会的要請に対応するため、また法人役員に求められる期待と課題を明確にするために、経営協・道社協が実施する「社会福祉法人役員専門研修」に参加する他、関係団体主催の研修会に随時出席して行きます。